

10.2 投資・サービス章留保表 (附属書 I & II) ブルネイ・ダルサラーム国

梅津英明*
柴田久**
立川聡***

I. 現在留保 (附属書 I)

投資章・サービス章におけるブルネイ・ダルサラーム国 (以下「ブルネイ」という。) の中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り (全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい)。

【解説者注】

ブルネイの附属書 I には、現在留保の対象となる措置を維持する「政府の段階 (Level of Government)」についての記載がない。附属書 I には、中央政府及び地域政府の現在留保の内容が記載されるが、ブルネイには、地域政府の規定が適用されないため、「政府の段階 (Level of Government)」についての記載がないものと思われる (「地域政府」の定義につき、第 1 章附属書 1A 参照)。

分野	留保対象義務／概要
全分野	<p>内国民待遇 (投資章) 並びに経営幹部及び取締役会 (投資章)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人は、個人事業 (Sole Proprietorship) 又は協同組合を設立してはならない。 2. 外国人は、登録機関の書面認証がなければ、組合を設立してはならない。 3. 外国人は、ブルネイに設立された企業の取締役会のメンバーになることができない。但し、2名の取締役のうち1名 (2名超の取締役がいる場合には2名以上) がブルネイの通常の居住者であればこの限りでない。なお、この規定を利用する場合、外国人は、財務省に「ブルネイの通常の居住者」とみなされるために必要な申請を行わなければならない。

* うめつ ひであき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** しばた ひさし／弁護士・森・濱田松本法律事務所

*** たつがわ さとし／弁護士・森・濱田松本法律事務所

製造業及び製造業に付随するサービス	<p>特定措置の履行要求（投資章）</p> <p>外国人は、現地調達などの一定の要件に適合しない限り、天然資源・観光省及びブルネイ経済開発庁の管轄する土地を、製造業及び製造業に付随するサービスのために利用することができない。</p>
建設サービス	<p>内国民待遇（投資章）、特定措置の履行要求（投資章）及び現地における拠点（サービス章）</p> <p>外国人及び外国企業は、ブルネイの現地法人を通じて行うなど一定の要件に適合しない限り、建築物に係る総合建設工事、土木に係る総合建設工事等の建設サービスを提供してはならない。</p>
通信サービス	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求（投資章）、市場アクセス（サービス章）及び現地における拠点（サービス章）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人及び外国企業は、ブルネイに事業所を維持するなど一定の要件に適合しない限り、ブルネイにおいて、許認可を要する通信サービスを提供してはならない。 2. 外国人及び外国企業は、通信省から承認された場合を除き、通信企業の株式の 51%超を所有してはならない。 3. 外国人及び外国企業は、特定措置の履行要求に従わない限り、通信サービスに関連する活動をしてはならない。
観光及び旅行に関連するサービス	<p>内国民待遇（サービス章）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人及び外国企業は、ブルネイに旅行代理店を設立してはならない。 2. 外国人及び外国企業は、ブルネイに設立されたツアーオペレーターサービスを提供する企業に対して、70%を超える出資をしてはならない。
観光	<p>内国民待遇（投資章）、特定措置の履行要求（投資章）、経営幹部及び取締役会（投資章）並びに市場アクセス（投資章）</p> <p>外国人及び外国企業は、ブルネイの国民又は企業との合弁を通じて行うなど一定の要件に適合しない限り、ブルネイにおいて、ホテル、下宿宿又はロッジを営んではならない。</p>
運送サービス	<p>内国民待遇（投資章）、特定措置の履行要求（投資章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス（サービス章）並びに現地における拠点（サービス章）</p> <p>外国人及び外国企業は、ブルネイの企業との合弁（但し、外国人又は外国企業はその 49%超を保有してはならない）を通じて行うなど一定の要件に適合しない限り、ブルネイにおいて、鉄道運送サービスを提供しては</p>

	ならない。
運送サービス	<p>内国民待遇（投資章）、特定措置の履行要求（投資章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス（サービス章）並びに現地における拠点（サービス章）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人及び外国企業は、ブルネイの合弁企業（外国人及び外国企業が40%超の株式を所有していない合弁企業とする。）を通じてブルネイ船籍の登録が行われるなど、一定の要件に適合しない限り、ブルネイ船籍の船舶として、ブルネイにおいて貨物運送サービスを営んではならない。 2. 外国人及び外国企業は、ブルネイの合弁企業（外国人及び外国企業が51%超の株式を所有していない合弁企業とする。）を通じて行うなど、一定の要件に適合しない限り。ムアラ港において、海上運送サービスに付随するサービスを営んではならない。
運送サービス	<p>内国民待遇（投資章）、特定措置の履行要求（投資章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス（サービス章）</p> <p>外国人及び外国企業は、ブルネイの合弁企業を通じて行う場合を除き、ブルネイにおいて、専門航空サービス（航空訓練）を提供してはならない。</p>
通信サービス	<p>内国民待遇（投資章）、市場アクセス（サービス章）及び現地における拠点（サービス章）</p> <p>外国人及び外国企業は、ブルネイの合弁企業を通じて行わない限り、ブルネイにおいて、クーリエサービス（急送便サービスを含む）を提供してはならない。</p>
石油	<p>内国民待遇（投資章）</p> <p>「State Party」は、ブルネイの「petroleum」について、排他的な所有権及び権限を有している。現在、「State Party」には、Brunei National Petroleum Company Sdn. Bhd.が含まれる。民間企業は、「State Party」との「petroleum mining Agreement」により、「petroleum」の開発等の権限を得ることができる。「State Party」は、ブルネイ企業との合弁による投資などを要請することができる。</p> <p>「State Party」、「petroleum」及び「petroleum mining Agreement」は、ブルネイの Petroleum Mining Act(Chapter 44)に定められる意味を有する。</p>
石油産業を支えるサービス	<p>内国民待遇（投資章及びサービス章）</p> <p>外国人及び外国企業は、ブルネイ政府の承認を得た場合を除き、附属書</p>

	I の付録 I-A に定められた石油産業の上流・中流・下流におけるサービスを提供してはならず、また、サービスを提供する企業を設立してはならない。
--	--

【附属書 I に関する全体的解説・コメント】

日本・ブルネイ経済連携協定の投資章では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていたが、サービス章では、義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式（いわゆるポジティブ・リスト方式）が採用されていた。TPP 協定においては、投資章・サービス章のいずれにもネガティブ・リスト方式が採用されたため、法的安定性や予見可能性が高まった。

II. 包括的留保（附属書 II）

投資章・サービス章におけるブルネイの包括的留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
全分野	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求（投資章）、経営幹部及び取締役会（投資章）、市場アクセス（サービス章）並びに現地における拠点（サービス章）</p> <p>ブルネイは、政府の資産、法人又は機関の民営化、法人化、商用化又は部門売却に関連する措置（以下の措置を含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 資産所有の制限 (b) 資本又は資産の譲渡又は処分 (c) 外国投資家又はその投資の資産を管理する権利 (d) 経営幹部又は取締役会のメンバーの国籍
全分野	<p>内国民待遇（投資章）及び最恵国待遇（投資章）</p> <p>ブルネイは、His Majesty-in Council による承認を得る必要がある全ての土地取引（区分所有権を除く。）に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
全分野	<p>最恵国待遇（投資章・サービス章）</p> <p>ブルネイは、以下の通り、異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) ある国に対して、TPP 協定が発効するまでの間に発効し又は署名された二国間又は多国間の国際協定に従って採用又は維持する措置。 (b) ASEAN 加盟国に対して、TPP 協定の発効後に発効し又は署名される ASEAN 加盟国が参加可能な ASEAN の協定に従って採用又は維持する措置 (c) ある国に対して、航空サービス並びに海事及び港湾に関し、TPP 協定の発効後に発効し又は署名される国際協定に従って採用又は維持する措置
全分野	<p>市場アクセス（サービス章）</p> <p>ブルネイは、自然人によるサービスの提供（ある分野において雇用することのできる外国人の総数を含む。）については、第 12 章（ビジネス関</p>

	係者の一時的な入国)の条項に従って、かつ、サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) 第 16 条におけるブルネイの義務に矛盾しない措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
石油	<p>最恵国待遇 (投資章)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ブルネイは、他の締約国の投資家又は投資に対し、その他の締約国又は非締約国の投資家又はその投資と比して特惠的な待遇を義務付ける法令その他の措置を有していない。 2. ブルネイにおける「petroleum」の開発等のための「petroleum mining Agreement」や「collateral agreement」の締結について、ブルネイは、一定の例外を除き、自らの裁量で、他の締約国の投資家又はその投資に対し、その他の締約国又は非締約国の投資家又はその投資と比して不利な待遇を与える権利を引き続き留保する。 3. 「petroleum mining Agreement」、「collateral agreement」及び「petroleum」は、ブルネイの Petroleum Mining Act(Chapter 44)に定められる意味を有する。
運送サービス	<p>内国民待遇 (投資章)、特定措置の履行要求 (投資章) 並びに経営幹部及び取締役会 (投資章)</p> <p>ブルネイは、航空運送サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
運送サービス	<p>内国民待遇 (投資章・サービス章)、市場アクセス (サービス章) 及び現地における拠点 (サービス章)</p> <p>ブルネイは、陸上運送サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

【附属書Ⅱに関する全体的解説・コメント】

日本・ブルネイ経済連携協定の投資章では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式 (いわゆるネガティブ・リスト方式) が採用されていたが、サービス章では、義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式 (いわゆるポジティブ・リスト方式) が採用されていた。TPP 協定においては、投資章・サービス章のいずれにもネガティブ・リスト方式が採用されたため、法的安定性や予見可能性が高まった。もっとも、上記のとおり、自然人によるサービスの提供については、GATS 第 16 条に規定する義務に違反しない措置を採用・維持する権利を包括的に留保している。

III. 備考及び更新情報

ver.2 : 附属書Ⅱに関する全体的解説・コメントを加筆した。